

平成 29 年 1 月 6 日

各 位

会社名 株式会社デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 星川 征仁
(コード : 4764 JASDAQ)
問合せ先 代表取締役 碓 利之
(TEL. 03-5259-5300)

仮処分決定の認可に関するお知らせ

当社が平成 28 年 12 月 21 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式及び新株予約権の発行について、平成 28 年 12 月 29 日に開示の「新株式等発行差止仮処分の決定に関するお知らせ」のとおり、当社の株主から当該新株式及び新株予約権発行の差止め請求に係る仮処分の申立てがなされ、平成 28 年 12 月 27 日に発行差止めの仮処分決定を受け、平成 29 年 1 月 4 日に保全異議の申し立てを行い、同年 1 月 5 日の審尋を経た結果、当社の主張は認められず、同年 1 月 6 日大阪地方裁判所より下記のとおり決定を受領致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 決定があった年月日
 - ・平成 29 年 1 月 6 日
2. 決定の内容
 - ・債権者（寺井氏）と債務者（当社）との間の大阪地方裁判所平成 28 年（ヨ）第 30056 号新株等発行差止仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成 28 年 12 月 27 日にした仮処分決定を認可する。
 - ・申立費用は債務者の負担とする。
3. 判断理由（概要）
 - ・株主構成の変更自体を主要な目的とする不公正発行に該当すると認める。
 - ・債権者が望む株主総会決議の可決の可能性の低下という「不利益を受けるおそれ」が生じたものと認められる。
 - ・債権者が回復しがたい損害が生じるおそれがあることから保全の必要性も認められる。
4. 当社の対応と今後の見通し
当社取締役会で協議をし、決定次第速やかに公表させていただきます。

以 上